

(別紙1)

障害者自立支援法円滑施行特別対策の内容

I. 利用者負担の更なる軽減

1. 通所施設・在宅福祉サービス利用者（18歳以上）

(1) 社会福祉法人減免の見直し

【現行】

社会福祉法人が提供する福祉サービスを利用する場合には、利用者負担の上限額を2分の1に引き下げる。



【見直し後】

社会福祉法人、NPO法人、公立施設などの福祉サービスを利用する全ての利用者について、軽減措置を現行の2分の1から4分の1に引き下げる。

(2) 軽減対象世帯及び資産要件の拡大

【現行】

- ① 市町村民税非課税世帯は、社会福祉法人減免の対象となるが、市町村民税課税世帯は減免対象外。
- ② 個別減免の資産要件は、資産が350万円を超えた場合は減免措置の対象外。



【見直し後】

- ① 市町村民税非課税世帯のほか、市町村民税所得割額10万円未満の世帯も軽減対象とする。(参考：市町村民税所得割額10万円世帯とは、収入ベースで概ね600万円の世帯)
- ② 個別減免の資産要件
 - ・ 単身の場合には、350万円→500万円まで拡大
 - ・ 家族がいる場合には、1,000万円まで拡大

2. 障害児（通所施設・在宅福祉サービスを利用する18歳未満の児童）のいる世帯

(1) 社会福祉法人減免の見直し

【現行】

社会福祉法人が提供する福祉サービスを利用する場合には、利用者負担の上限額を2分の1に引き下げる。



【見直し後】

社会福祉法人、NPO法人、公立施設などの福祉サービスを利用する全ての利用者について、軽減措置を現行の2分の1から4分の1に引き下げる。

(2) 軽減対象世帯及び資産要件の拡大

【現行】

- ③ 市町村民税非課税世帯は、社会福祉法人減免の対象となるが、市町村民税課税世帯は減免対象外。
- ④ 個別減免の資産要件は、資産が350万円を超えた場合は減免措置の対象外。

↓

【見直し後】

- ① 市町村民税非課税世帯のほか、市町村民税所得割額10万円未満の世帯も軽減対象とする。(参考：市町村民税所得割額10万円世帯とは、収入ベースで概ね600万円の世帯)
- ② 個別減免の資産要件については、350万円→1,000万円まで拡大

3. 入所施設利用者（全ての入所者）

個別減免の資産要件を現行350万円から500万円に拡大。

II. 事業者に対する激変緩和措置

1. 報酬の日払い化に伴い減収の大きい事業者への激変緩和措置を強化。

80%保障→90%保障

また、旧体系から新体系に移行した場合の激変緩和措置（90%保障）を新設。

2. 利用者が通所サービスを利用しやすくするため、送迎費用を助成。

3. 入所施設の利用者が入院した場合の保障措置を強化。

【現行】

【見直し後】

6日分を1ヶ月間 → 8日分を最長3ヶ月間

III. 新法への移行等のための緊急的な経過措置

省略

IV. 実施時期

- 1. Iは、平成19年度実施
- 2. II、IIIは、平成18年度実施（補正予算で対応）

(別紙2-1) ホームヘルプ利用者のケース

月10時間(身体介護)の例
(事業費 約4万円)

現行(18年4月~)		見直し後	
所得区分	定率負担分	所得区分	定率負担分
低所得1	4,000円	低所得1	<u>3,750円</u>
低所得2	4,000円	低所得2	4,000円
一般世帯	4,000円	一般世帯(市町村民税所得割額10万円未満世帯)	4,000円
		一般世帯(市町村民税所得割額10万円以上世帯)	4,000円

(別紙2-2) ホームヘルプ利用者のケース

月125時間(日常生活支援)の例

(事業費 約22万円)

現行(18年4月~)		見直し後	
所得区分	定率負担分	所得区分	定率負担分
低所得1	7,500円	低所得1	<u>3,750円</u>
低所得2	12,300円	低所得2	<u>6,150円</u>
一般世帯	22,000円	一般世帯(市町村民税所得割額10万円未満世帯)	<u>9,300円</u>
		一般世帯(市町村民税所得割額10万円以上世帯)	<u>22,000円</u>

(別紙3)

知的障害者通所授産施設利用者の例

(平均事業費 約14,9万円)

現 行 (18年4月～)				見直し後			
所得区分	計	定率負担分(一割)	食費負担分	所得区分	計	定率負担分(一割)	食費負担分
低所得1	12,560円	7,500円	5,060円	低所得1	<u>8,810円</u>	<u>3,750円</u>	<u>5,060円</u>
低所得2	12,560円	7,500円	5,060円	低所得2	<u>8,810円</u>	<u>3,750円</u>	<u>5,060円</u>
一般世帯	29,200円	14,900円	14,300円	一般世帯(市町村民税所得割 額10万円未満世帯)	<u>14,360円</u>	<u>9,300円</u>	<u>5,060円</u>
				一般世帯(市町村民税所得割 額10万円以上世帯)	29,200円	14,900円	14,300円

(別紙4)

障害児通園施設(福祉型)の例

(平均事業費 約14.4万円)

現 行 (18年10月～)			見直し後 (19年4月～)				
所得区分	計	定率負担分(一割)	食費負担分	所得区分	計	定率負担分(一割)	食費負担分
低所得1	9,040円	7,500円	1,540円	低所得1	5,290円	3,750円	1,540円
低所得2	9,040円	7,500円	1,540円	低所得2	5,290円	3,750円	1,540円
一般世帯(市町村民 税所得割額2万円未 満世帯)	20,384円	※15,324円	5,060円	一般世帯(市町村民税所得割 額10万円未満世帯)	14,360円	9,300円	5,060円
一般世帯(市町村民 税所得割額2万円以 上世帯)	28,700円	14,400円	14,300円	一般世帯(市町村民税所得割 額10万円以上世帯)	28,700円	14,400円	14,300円

※ 食費軽減分の9,240円の1割が利用者負担に上乗せになる。

(別紙5)

障害児入所施設(福祉型)の例(18歳未満)

(平均事業費 約18.6万円)

現行(18年10月～)				見直し後(19年4月～)			
所得区分	計	定率負担分(一割)	食費負担分	所得区分	計	定率負担分(一割)	食費負担分
低所得1	8,500円	7,500円	1,000円	低所得1	8500円	7500円	1,000円
低所得2	13,300円	12,300円	1,000円	低所得2	13,300円	12,300円	1,000円
一般世帯(市町村民 税所得割額2万円未 満世帯)	19,600円	18,600円	1,000円	一般世帯(市町村民税所得割 額2万円未満世帯)	19,600円	18,600円	1,000円
一般世帯(市町村民 税所得割額2万円以 上世帯)	45,000円	18,600円	26,400円	一般世帯(市町村民税所得割 額10万円未満世帯)	19,600円	18,600円	1,000円
				一般世帯(市町村民税所得割 額10万円以上世帯)	45,000円	18,600円	26,400円